

保守条件書

1 保守対象及び内容

(1) 保守対象

タブレット本体

(2) 保守内容

保守対象機器の修理及び部品交換

(3) その他

保守作業後、保守対象機器が正常に動作することを確認すること。

2 業務の時間

大分県の勤務時間（日曜日、土曜日、祝日等の休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分）とする。

3 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業の対応期間及び場所は、原則として次のとおりとする。

(1) 対応期間及び場所

保守対象機器が故障した場合は、デジタル政策課職員が保守業者に連絡を行う。保守業者は、デジタル政策課職員から連絡があった後、すみやかに修理が必要かどうかを判断し、必要であればデジタル政策課職員は保守担当業者に保守対象機器を郵送する。保守業者は故障した機器が届いた後、その機器について保守作業を行う。保守業者は保守作業終了後、大分県デジタル政策課に修繕後の機器を郵送する。この場合、デジタル政策課職員が保守業者に対して連絡を行った日（以下「連絡日」という。）から起算して、30日以内にデジタル政策課必着とする。

(2) 保守体系図

保守作業に関する作業体系及び連絡体系は、別紙「作業・連絡体系図」のとおりとする。

4 保守作業経費

故障した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に含む。

5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく受託者の保守業務の対象外とすることができる。

(1) 大分県の故意又は過失により発生した故障

(2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障

(3) 故障していない機器に係る清掃作業

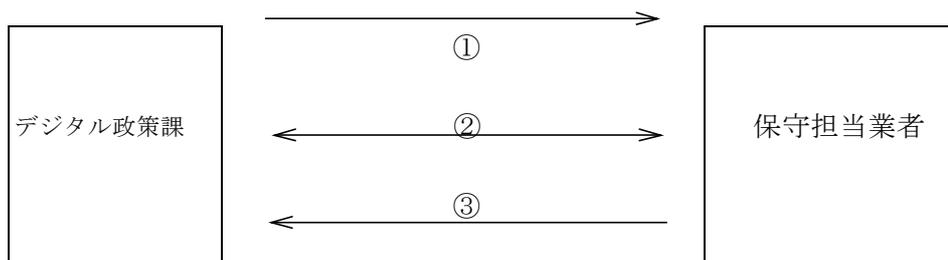
6 保守作業の確認

(1) 保守担当業者は、3に掲げる保守業務を終了したときは、直ちに大分県の職員の作業終了検査を受けなければならない

(2) 保守担当業者は、(1)の検査終了後すみやかに連絡日時、連絡者名、保守作業日時、

管理番号、故障内容と作業内容等を記載した報告書を大分県デジタル政策課に提出しなければならない。

(別紙)
作業・連絡体系図



- ① タブレット等に不具合が発生した際に、デジタル政策課は不具合の原因がタブレットの故障等であると考えられる場合、保守担当業者に保守作業を依頼する。
- ② 保守担当業者は3の(1)の方法で保守作業を行う。
- ③ 保守担当業者は作業が完了した場合、保守作業報告書により作業内容をデジタル政策課に報告する。